

一般社団法人全国日本学士会職員懲戒規程

平成26年3月14日 理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国日本学士会就業規則第21条の規定に基づき、職員の懲戒に関し、必要な事項を定める。

2 懲戒は、職員の就業を保障し、業務遂行上の秩序を保持するため、就業規則の禁止・制限等に抵触する職員に対し行う。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒は、その情状により次の区分により行う。

① 訓告

口頭もしくは文書により嚴重注意し、将来を戒める。

② 譴責

始末書を提出させて将来を戒める。

③ 減給

始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の事案に対する額が平均賃金の1日分の5割、総額が1ヵ月の賃金総額の1割の範囲内で行う。

④ 出勤停止

始末書を提出させるほか、7日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない

⑤ 諭旨退職

趣旨を諭し、退職届を提出するよう勧告する。ただし、勧告した日から3日以内に退職届の提出がない場合は懲戒解雇とする。

⑥ 懲戒解雇

懲戒解雇することを明かし、て予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の解雇予告除外認定をうけたときは、予告手当を支給しない。

(懲戒事由)

第3条 次のいずれかに該当する場合は、情状に応じ、訓告、譴責、減給、または出勤停止に処する。

① 正当な理由なく無断欠勤7日以上に及ぶとき

② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき

③ 過失により事故または災害を発生させ、本会に損害を与えたとき

④ 就業規則や諸規定を遵守しないとき

⑤ 素行不良で職場の風紀を乱したとき

⑥ 業務命令に違反したとき

⑦ その他前各号に準ずる程度の不都合な行為を行ったとき

(懲戒解雇)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、懲戒解雇に処することができる。ただし、場合によっては、諭旨退職その他の懲戒処分にとどめることがある。

- ① 重要な経歴を詐称して雇用されたとき
- ② 正当な理由なく無断欠勤14日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき
- ③ 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、再三にわたって注意を受けても改めなかったとき
- ④ 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき
- ⑤ 故意又は重大な過失により会社に重大な損害を与えたとき
- ⑥ 会社内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）
- ⑦ 素行不良で著しく職場内の秩序又は風紀を乱したとき
- ⑧ 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないとき
- ⑨ 相手方の望まない性的言動により、円滑な職務遂行を妨げ、就業環境を害し、または、その性的言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき
- ⑩ 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用したとき
- ⑪ 職務上の地位を利用して私利を図り、または、取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め又は供給を受けたとき
- ⑫ 本会の許可なく、在籍のまま他の事業の経営に参加し、または労務に服し、もしくは事業を営むとき
- ⑬ 私生活上の非違行為や会社に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、会社の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき
- ⑭ 正当な理由なく会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、または、業務の正常な運営を阻害したとき
- ⑮ 本会の運営権を犯し、もしくは運営基盤を脅かす行動・画策をなし、正常な事業を阻害し、もしくは阻害させようとしたとき
- ⑯ 会社の経営に関して故意に真意をゆがめ、または事実を捏造し、宣伝流布するなどの行為により、会社の名誉や信用を著しく傷つけたとき
- ⑰ その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき

(処分の決定)

第5条 職員に第2条に定める減給以上の懲戒に処するときは、一般社団法人全国日本学士会就業規則第11条第2項に定める人事審査会において審査し、処分を決定する。

2 前項の審査にあたっては、事実確認並びに本人の審問及び異議申立てを行う。

(扇動・帮助・共謀)

第5条 職員が前条各号の行為を扇動または帮助したとき、もしくは共謀したときは行為に準じて懲戒に処す。

(弁明の機会)

第6条 懲戒決定にあたっては、本人に弁明の機会を与えることがある。

(損害賠償)

第7条 職員が、故意または過失により、会社に損害を与えた場合はその全部または一部を賠償させることがある。

(改廃)

第28条 この規則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。